令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

第 1 危機管理局·危機管理政策課

監査結果

1 住民避難体制整備総合事業(人材活用 事業)

ア 防災士等の派遣について【意見】

当初の予算策定において、40地区の集会に 2名の専門家派遣を予定していたが、防災士 や県土整備部職員の専門家派遣については、 支え愛マップづくりの事務局となる地域の社 会福祉協議会(以下「社協」という。)の担 当者を通じて、「地域住民の意向もあり、新 型コロナウイルス感染症への感染リスクが高 まるため、派遣を控えてほしい」との意見が あったため、支え愛マップづくりに取り組ん だ全ての地区において、防災士等の活用には 至っていない。

また、防災士の派遣自体に否定的な集落もあることから、現在は県土整備部職員の派遣で対応しているとの説明を受けた。

本来、当事業は防災士等の派遣を前提とした事業であるにも関わらず、全く防災士等の派遣がないというのであれば、そもそも予算 化する必要があったのか疑問である。

県は、他事業(防災士養成研修)で防災士 の資格取得を促進し、令和3月時点では、 1283人が防災士の資格を取得している。

当事業は、その防災士を有効に活用する事業の一つとして有用であると思われる。

今後、事業を継続する場合は、県、県社協、市町村社協及び防災士協会等関係各機関と一体となって、防災士の派遣に積極的に取り組んでいく必要があると考える。

2 住民避難体制整備総合事業(ハザードマップの見える化事業・ハザード画像の作成)

ア 当事業が実施されなかった点について【意見】

当事業は市町村社協が実施主体であるが、県が 浸水CG及び浸水表示システムを作成したことに より行う必要なし、との理由から実施されていな い。

当事業は、大雨による河川決壊のみでなく、津波や土砂災害も対象にして予算化されたということであるが、浸水CG及び浸水表示システムを作成したことで、事足りるということであれば、何故平行して予算化されたのか理解に苦しむところである。

当事者意識の醸成という点については、津波や

講じた措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、他の地域から参加する者について、派遣を控えてほしいという地元の意見を尊重したものである。

地域で支え愛マップづくりを進める上で、防 災士等による専門的な知見や被災地での経験に 基づく助言等は有用であることから、地域住民 の意向も聞きながら、新型コロナウイルス感染 症対策を講じた上で、引き続き専門家派遣に積 極的に取り組んでいく。

浸水表示3Dハザードマップは、河川のデータを基に作成しており、津波による浸水は含まれていない。そのため、海岸の近くの地域においては、津波を想定したハザード画像の作成が必要であると判断し、市町村の社会福祉協議会への補助事業として予算化したが、事前の意向確認が十分でなかったこともあり、結果的に活用がなかったものである。

なお、改めて市町村及び市町村の社会福祉協議会と協議したところ、活用したいとの意見がなかったことから、令和3年度以降については予算化を見送った。

今後は、海岸近くの地域の避難体制は、浸水 表示3Dハザードマップを参考にしたり、市町

土砂災害も河川決壊と同様に必要であると判断して予算化されたのであれば、市町村社協及び各地区と連携して当事業にも取り組む必要があったと考える。

講じた措置

村が作成しているハザードマップを用いて、住 民とまち歩きをしながら整備していく。

3 住民避難体制整備総合事業(ハザードマップ の見える化事業・浸水CGの作成)

ア 「浸水CG動画」の閲覧について【意見】

監査にあたって 「浸水CG動画」 を県のホームページで確認しようと試みたが、掲載画面に辿りつけなかったため、県に確認したところ 「県のホームページ (危機管理ポータルサイト) 内で『支え愛でまちづくり!「支え愛マップ」でつながる地域』というコーナーの中において (鳥取県の川の水があふれ出たら・・・~あなたは避難できますか ~)という部分をクリックすれば閲覧出来るようになっている」という回答であった。

実際に、掲載画面にアクセスしたところ、アクセス画面は「支え愛マップ」に関連している者には馴染みの深い画面ではあるものの、それ以外の者が通常アクセスしている画面ではないため、当動画の存在そのものが一般の者に認知されていないのではないかと思われる。事実、令和3年11月18日現在のアクセス数は119回に留まっている。

県によると、当動画は、支え愛マップづくりの一教材として利用されているということであるが、鳥取県地域防災計画において「県は、市町村と協力し、河川の浸水 CG等を作成し、県民が災害を見ることができる取り組み等を推進する」旨定めている。県民の当事者意識の醸成という観点からすると、全ての県民が容易に閲覧出来るアクセス方法や周知の方法を考える必要があると考える。

県民が容易に閲覧できるよう、県のホームページの掲載場所を改めた。

各種研修会等での使用・紹介により、引き続き県民への周知・活用を図っていく。

4 住民避難体制整備総合事業(ハザードマップ の見える化事業・浸水表示システムの作成) ア 「浸水表示システム」の閲覧について【意見】

当事業は県民の当事者意識の醸成が目的であり、当初予算策定時には 鳥取県のホームページを通じて、県民に視聴してもらうことが計画されていた。

Google Earthを活用した「浸水表示システム」については、県のオープントータルサイトに掲載されているものの、インターネット環境とスペックの高いパソコンが推奨されているといった点から、一般の県民が簡単に閲覧出来る状況にはなく、令和3年12月6日現在のダウンロード数は298回に留まっている。

今後、各種の研修や、支え愛マップづくり等に 活用していくとのことであるが、浸水CGの作成 掲載場所や閲覧方法が分かりにくいことが閲覧が少ない主な原因と認識しており、県民が容易に閲覧できるよう、県のホームページに分かりやすく掲載するとともに、必要なパソコンのスペックについて注記した。

各種研修会等での使用・紹介により、引き続き県民への周知・活用を図っていく。

事業と同様、県民の当事者意識の醸成を図るといった観点から、県民が簡単に閲覧出来る状況にする必要があると考える。

5 住民避難体制整備総合事業(地域防災力強化 事業)

ア 見積書の記載について【意見】

当受託事業の契約にあたって受託者から見積書を徴しているが、記載されている各事業の見積金額の明細がなく、直接事業一式9,393,875円、間接事業費一式2,133,534円と記載されているのみである。これで見積金額の妥当性が判断出来るのか理解できない。見積書の必要性の有無について再度ご検討いただき、提出が形骸化することのないよう努められたい。

イ 契約の形態について【意見】

当初契約金額は、受託者からの見積書により、 11,527,409円となっていたが、事業実績報告書の 委託業務経費の確定をもって委託料の返納額 1,594,336円が発生した。そもそも、当該委託契約 は実費弁償的な委託契約(受託者の利益を考慮し ない契約)であるとするなら、委託契約ではなく 補助金とすべき事業であったと考える。

6 住民避難体制整備総合事業(災害時の要支援 者対策事業)

ア 超過交付額の返納における手続きについて【指 摘事項】

令和2年度においては当事業予算3,860千円に加え、1 (P.15)の人材活用事業予算400千円及び2 (P.15)のハザード画像の作成予算560千円の計4,820千円が「令和2年度災害時における支え愛地域づくり推進事業」における補助事業として鳥取県社会福祉協議会に交付されていたが、最終的な実績額は2,464千円であり、超過交付額2,356,020円は県へ返納されている。

前述のとおり、新型コロナウイルス感染症対策による会議、集会の自粛等が一番の要因であることは理解出来るところであり、執行不足については致し方なしと考えられる。

ただし、返納額が交付額の20%を超えていることから、金額の変更に当たっては、当補助金交付要綱第9条及び鳥取県交付規則第12条第3項の規定により、本来変更申請が必要であるところ、手続がなされていない。

この件については、県から事業者に対して注意 を行っているとのことであるが、今後このような ことがないよう、事業者に対して注意喚起を徹底 講じた措置

見積金額の明細(内訳)については、担当者の認識不足及び課内のチェック体制の不備により金額の妥当性の確認を怠ったものであり、課内職員で会計事務手続について確認するよう徹底した。

また、御指摘を受け、他の事業においても見 積書の徴取等手続について、見積金額の内訳が 明記されていることを確認した。

この事業は令和3年度で廃止となったが、今 後、同様の業務委託の契約の際には留意する。

県が本来行う事務、事業、調査等を他の団体に委託しその成果を得る「委託事業」に対し、「補助事業」は、特定の事業又は研究が公益上必要である場合等に助成するもので、当該事業は、本県事業として実施すべきものであることから委託事業として執行したものである。

この事業は令和3年度で廃止となったが、今 後の事業実施にあたっては、監査意見の趣旨に も十分に留意する。

補助先への事務手続や事業の実施状況の確認が不十分だったため、令和3年4月に実績報告書が提出されて、初めて交付額の20%を超える返納となることが判明した。

令和3年度の当該事業の実施にあたっては、 同年4月27日に補助金交付要綱の確認を行っ た。

また、年度中途に執行額(見込み)等を補助 先と共有し、2割を超える減額が見込まれたこ とから補助金交付要綱や鳥取県交付規則に基 づく減額の手続を行った。

再発防止に向けて、改めて、事業実施前には 担当者だけでなく、複数の職員での事務手続の 確認や、補助金交付先に対し、事業の実施状況、 事務手続について確認を行うよう徹底した。

講じた措置

し、規則等にしたがった正当な手続きを遵守されたい。

10 避難所の生活の質向上事業(指定避難所生活 環境整備支援事業)

ア 当事業は計画的に実施されたか【意見】

当事業については、当初、16箇所実施予定で 2,400千円(補助上限1箇所15万円)の予算が計上 されていたが、市町村から希望がなかったため、 6箇所の実施に留まっている。

鳥取県地域防災計画において「市町村は、指定 避難所に必要な施設・設備の整備(連携備蓄を含む)に努める。」旨定めている。

更に同計画では「県及び市町村は、指定避難所となることが想定される学校等について、指定避難所となることを想定した施設のバリアフリー化、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。」とも定めているところである。

県として市町村への制度周知を行っているということではあるが、事業主体となる市町村の意識改革も含め、早期の事業実施に向けて、県と市町村の更なる協議が必要であると考える。

11 避難所の生活の質向上事業(福祉避難所事前 配備資機材整備事業)

ア 当事業は計画的に実施されたか【意見】

当事業については、当初、15箇所実施予定で 2,400千円(補助上限1箇所15万円)の予算が計上 されていたが、10箇所の実施に留まっている。

指定避難所生活環境整備支援事業と同様に、事業主体となる市町村の意識改革も含め、早期の事業実施に向けて、更なる協議が必要と考える。

要配慮者が避難しやすい避難所環境確保の 必要性については、機会を捉えて市町村と認識 を共有してきたところである。

実際に避難所に求められる資機材等のニーズは年々多様化していることから、令和4年2月の市町村消防防災・危機管理担当課長会議において、改めて補助金の活用促進、避難所の環境整備等について市町村と協議を行った。

引き続き、市町村との意見交換、意識合わせ を行いながら、避難所の生活の質の向上に向け た取組を進めていく。

なお、市町村が避難所での新型コロナウイルス感染症対策(間仕切りの設置、検温体制の確保等)を優先したことも、補助金活用が低調であった要因の一つと考えている。

同上(10に同じ)

13 避難所の生活の質向上事業 (備蓄倉庫機能強 化事業)

ア 予算策定の基となった見積りについて【指摘 事項】

当事業の予算説明においては、上記事業の概要のとおり「倉庫内にロールボックス (かご台車)を導入の上、レイアウト変更を行う等」と記載されている。

その執行状況を確認したところ、当事業の支出は、備蓄倉庫の不用品処分代の274千円のみであり、予算額に比し、執行額は低調であった。

また、当事業の予算の積算根拠について見積書を確認したところ、ロールボックスの見積等はなく、1,131千円は、産業廃棄物収集運搬及び処分代にかかる見積書(令和元年12月23日付)のみで積算されていた。

担当者の認識不足及び課内チェック体制の不備のため、予算説明書に編成途中で外れた事業 内容を誤って記載したもの。

また、見積書の徴取にあたり、用品の量及び 内容についての確認が不十分であったため、過 大な積算となったものである。

再発防止に向け、令和4年度当初予算要求時から、予算説明書の内容が予算要求内容を正しく反映したものとなるよう複数人でチェックする体制に改めた。

また、見積書の徴取にあたっては、適切な処理項目、数量で積算するよう、課内に周知した。

講じた措置

この点について県に確認したところ「ロールボックス(かご台車)購入予算は、別事業の課共通経費から支出することとなり、予算額1,131千円には含まれていない。1,131千円は備蓄倉庫の不用品処分費である。」との回答であった。

当初予算額にロールボックスの調達代金が含まれていないのであれば、何故予算説明に「倉庫内にロールボックス(かご台車)を導入の上」なる文言が記載されているのか理解に苦しむところである。

また、予算額と執行額に大きな開差が生じている点については「予算要求段階では大まかな見積額で予算化したが、実際に処分物を業者に詳細に確認してもらい見積を取り、単価契約を締結し、実際に処分したところ決算額の274千円で処理出来たもの」との回答であった。

確かに予算策定時において正確な数量、金額を 把握することは困難であるが、予算段階の処分予 定数量は全て産業廃棄物として80㎡であったにも 関わらず、実際の処分数量は産業廃棄物が15㎡及 び一般廃棄物が660kgであった。当初の見積り数量 があまりにも杜撰であったか、又は本来不用品と して処分すべき物品が処分されておらず、事業の 目的が果たされていないと言わざるを得ない。

防災に係る事業については、緊急を要する案件があるにも関わらず、「ない袖は振れぬ」の言葉どおり、予算化ができないため、応急的な措置しかとれない案件が数多くあると、各種事業のヒアリングの中で度々説明を受けている。

このことからも、予算要求にあたっては、正確 な説明と、具体的な算定根拠が必要である、と考 える。

イ 物品管理簿の記載状況について【指摘事項】

今回不用品の処分に関連し、危機管理政策課の令和3年分「物品出納簿」を確認した。

この出納簿において「令和元年9月19日及び27日」に購入した大量の物品が、「令和3年6月29日」に保管場所が危機管理政策課から、他の部課に異動された旨の記載があったため、保管換え等の手続書類等の確認を県に要請したところ、「実際に異動(納品)があったのは、令和3年物品出納簿の取得年月日の日である。納品されてから物品は異動していない。令和元年度の購入時には財務システムでは、保管場所を一先ず危機管理政策課と登録したもので、令和2年度の全庁で年1回行う物品確認(9月末)後に担当者から財務システム上の物品出納簿の保管場所の変更依頼があり、庶務

担当者が財務システムに精通していなかったことから、庶務担当者が年1回行う物品確認(9月末)時にまとめて修正していたため、鳥取県物品事務取扱規則第13条第1項の規定に基づく処理をしていなかった。

今回の監査受検後から、鳥取県物品事務取扱規則第13条第1項の規定に基づき、保管場所を定めたときは速やかに物品出納簿に登録をするよう課内に周知徹底するとともに、必要に応じて庶務担当者が財務システムの入力指導を行うなどにより、適切に対応している。

監査結果 講じた措置

担当が令和3年度の物品確認前の令和3年6月29日に実際の保管(納品)場所に修正したものである。本来は購入時の財務システムの入力の際に正しい保管場所を入力すべきだが、各職員が財務システムに精通している訳ではないため、一先ず購入所属名で登録し、その後に保管場所を修正するということは一般的に県庁でよく行われている。また、その修正も件数が多い場合は物品確認の時期の前後にまとめて行っている。」旨の回答であった。

鳥取県物品事務取扱規則では第13条第1項において「本庁各課等の長、警察本部の会計課長又は出納機関の長(以下「所属長」という。)は、使用中の物品の保管場所を定めたときは、その旨を物品出納簿に登録しなければならない。」と定めている。

規則に則った処理を行うことは、公務を行う上において基本となるべき事項であり、入力担当者が財務システムに精通していないという理由は論外である。

14 「拠点避難所」設置モデル事業

ア 当事業が未実施となった点について【意見】

当事業は、当初15,000千円(補助上限3,000千円×5件)の予算が計上されていたが、令和2年8月から9月にかけて公募を実施したところ、事業主体となる市町村において実施予定がなかったため、令和2年度において補助事業は実施されていない。

要因としては、「拠点避難所」の形が具体的でなかったことで、当事業が未実施になったと判断されたことから、事業の実施に向けてはまず、市町村との対話が必要という結論に至っている。

本来であれば、予算策定前の段階で「拠点避難所」設置事業の重要性及び鳥取県地域防災計画に定めるところの市町村の役割を、各市町村にしっかりと認識させ、具体的な計画の有無を確認した上で予算計上すべきではなかったか。

担当課においては、事業実現に向けて早期に問題点を抽出した上で方針転換を行い、今後の 実施に向けて市町村との協議を継続して行って いるなど、前向きな方向で取り組んでおり、当 事業の目的である「市町村域または県域を超え た広域避難の円滑化」及び「様々な事情を抱え る方の避難先の確実な確保」が早期に実現され ることを期待する。 令和元年度に開催した、水害からの避難対策 について検討する防災避難対策検討会におい て、市町村は点避難所の整備を促進する必要が あるとの意見だったため、個々の市町村への事 前の説明や意向の確認まではすることなく予算 化したものである。

令和4年度当初予算要求に当たり、各市町村の意見を聴くとともに、各市町村にニーズや支援内容について確認の上で新規支援制度を予算化した。

なお、今後同様に補助金の活用がない場合、 再度の市町村への説明や制度改正などにより、 活用が図られるようにする。

1 自主防災組織新規設立支援事業 ア 当補助金の活用が低調な要因について【意 見】

鳥取県地域防災計画において「自主防災組織は、災害発生時にその被害を防止し、軽減するために防災活動を行う組織である。とりわけ、災害発生直後の避難誘導や要救助者の救出、初期消火等を迅速に行うためには、自主防災組織の活動が極めて重要である」旨記しており、自主防災組織の組織率の向上に努める必要がある。

令和2年度においては、当事業による補助金を 活用して、新たに2市1町で4自主防災組織が新 規結成されるとともに、各市町の自主防災組織率 が向上した。(倉吉市:約1%向上、米子市約 0.1%向上、若桜町2組織:約6%向上)

令和2年度、新規に自主防災組織が設立された組織は19組織(米子13、倉吉1、境港1、岩美1、若桜2、北栄1)であり、そのうち当補助金を活用していない組織は15組織になる。

当補助金は、自主防災組織の組織化促進に取組む市町村に対してその経費の一部を支援するものであり、補助金が活用されなかった理由を県に確認したところ、①市町村の結成助成金のみ活用(市町村が新規結成に対する祝金、活動準備金のような名目で支給されるもので県補助の対象外)されているケースがあること及び、②資機材整備品を検討しており購入に至っていない(結成後間もないことやコロナで会合等が低調なこと)があるとの回答であった。新規設立19組織のうち4組織分しか活用されていないが、コロナ禍において新規設立組織の活動が低調なことは、ある程度やむを得ないと考える。

また、当補助金を活用していない 15 組織の自治会名や、世帯数を県に確認するも、未把握であるとの回答であった。

鳥取県地域防災計画において、県は自主防災 組織の整備推進にあたって種々の支援策を講じ ることとなっており、また、県内全ての地域にお いて自主防災組織をカバーするという目標を県 として掲げている以上、当補助金の活用如何に関 わらず、よりいっそう市町村との連携に努めると ともに、自主防災組織に聞取りを行うなど自主防 災組織の現状を把握しておくことが望ましい。ま た現状を把握することによって、事業の今後の 在り方を検討する一助になると考える。

2 地域防災リーダー養成事業(防災士養成研

講じた措置

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で新規 設立組織の活動が低調であった。

また、各市町村における自主防災組織等の活動状況等を県が把握する仕組が構築できていない。

令和3年12月に補助金交付要綱を一部改正 し、新規結成の翌年度以降でも支援対象となるよ う制度を拡充しており、令和4年度の活用促進に つなげる方針とした。

令和4年度から、各市町村における自主防災組織等の活動事例や課題等の情報を共有する場として、自主防災組織活動連絡調整会を開催する。

また、自主防災組織の活動事例等を確認した上で、個別に面談してより詳細な情報の把握に努める。

第2期総合戦略に掲げる「令和6年度までに

修)

イ 防災士の増加が、地域防災力の向上に繋が ると認められるか【意見】

当事業は、地域防災リーダーの養成が目的であり、防災士の資格をとった後には避難等の各種訓練や、啓発研修等の講師等、地域防災の要としての活動が期待されている。

しかしながら、令和2年6月26日~7月31日にかけて、郵送により防災士活動状況アンケートが実施されている(対象者1,111件のうち回答562件、回答率50.6%)が、その分析結果を確認したところ、回答者の内、防災士としての活動を行っていない者が58%と高い割合となっている

このことから、相当数の者において、防災士の 資格を取得したものの、全く活動がなされていな いと考えられる。

鳥取県地域防災計画では「県及び市町村は、地域の自主防災組織の組織率の向上や活動の活性化を図るため、日本防災士会鳥取県支部と連携して地域防災力の向上に努めるものとする。」と定めている。

資格者が増加することが本来の目的ではなく、 自主防災活動に多数の防災士が積極的に関わる ことで、初めて地域の防災につながると考えられ ることから、資格者の活動意欲の向上及び防災知 識の向上を図るフォローアップ研修等、各市町村 と連携して人材育成に努める必要があると考え る。

県においては、今後地域で活躍する防災等の活用や連携促進のため、防災士ミーティングの実施や現場未経験防災士等の育成等の事業を推進していく旨の方向付けがなされているところであり、防災士の質の向上に向けた実のある事業の実施に期待する。

4 地域防災リーダー養成事業 (職員災害応援 隊等防災士資格取得事業)

ア 県職員の防災士養成研修の受講費用及び防 災士認証登録料について【意見】

令和2年度においては17名の県職員が防災士養成研修を受講し、防災士資格を取得している。なお、防災士の資格取得にあたっては、2 (P.35)の防災士養成研修の受講が必須要件となっており、研修受講料4,500円、防災士教本代3,500円、防災士資格取得試験受験料3,000円及び防災士認証登録料5,000円の計16,000円の研修費用が必要となる。

1,800人の防災士を養成する」との目標に向けて、 まずは県内防災士数の増加に注力してきたとこ ろである。

令和4年度からは、養成した防災士の活用に向けて、自治体と防災士又は防災士同士の連携促進や情報共有の場としての防災士ミーティングの開催や、現場未経験防災士への再教育及び実地研修等の機会を提供していく。

職員災害応援隊や危機管理局職員が被災地に おいて的確な救援活動等を行うとともに、地域住 民等の防災意識を高めるためのノウハウを習得 することを目的に、県職員の防災士資格の取得を 推進している。※平成29年度~令和3年度:67名 取得

防災や災害時対応に関する知識は危機管理局職員だけに必要なものではなく、多くの県職員が習得することが望ましいため、引き続き積極的な防災士資格の取得を促進する。

防災士資格取得者に対しては、防災士ミーティングへの参加等を通じて、地域での活動を呼びか

当該費用 16,000 円については、危機管理局及び職員災害応援隊の受講者に係る費用は消防防災課が、県土整備部の受講者分については県土整備部がそれぞれ負担している。

この点について、県から「県職員が、防災士としての知識・技能を学ぶことは、近年の頻発する 災害に対応した県施策を企画・実施する上で必要な研修であることから、受講費用を県費で負担 している。」との回答を得ている。

当該担当部課に関わらず、県の職員が、専門的な防災知識を習得することは、職責上必要であり、研修の場で知識の幅を広げていくのは重要なことと考える。

ただし、防災士という資格は、そもそも個人に 与えられる資格であり、資格取得代も含めた全て を県費で賄う以上は、資格のより一層の活用が必 要であると考える。

講じた措置

けていく。

第3 県土整備部・道路企画課

監査結果

2 防災・安全交付金(災害防除) ア 工事計画の優先順位について【意見】

道路防災対策箇所一覧で示されているとおり、 平成24年度の防災総点検に基づき要対策箇所と された940箇所に対し、令和元年度末までに対 策が完了しているのは627箇所である(約66.7%)。残りの313箇所については、引き続 き対策を実施していく計画であるが、予算の関係 もあり実際に対応が図られるのは令和2年度に おいては77箇所の対策を実施し、年間10箇所 程度が事業完了するとの説明であった。この進捗 速度でいくと、要対策箇所の全ての工事が完了す るのは、30年以上の期間を要する計算になる。

予算に限りがある以上、短期間で全ての工事を 完了するのは現実的に困難ではあるが、災害が発生してからでは手遅れである。そのため、工事計画に際しては有効性の観点から優先順位の選定が非常に重要となる。基本的には、総点検時における評点(危険度)の高い箇所から優先的に工事が進められる必要性があると思われる。しかしながら、「要対策一覧」の資料を確認すると、必ずしも評点(危険度)の高い箇所から優先的に整備が進められているわけではない。

鳥取県地域防災計画において、道路の異常や 落石の予防対策については、「大規模事故対策 編」に定められている。当該対策編では、その

講じた措置

平成24年度の防災総点検で対策をすべきと判断した要対策箇所940箇所のうち、令和3年度末時点で641箇所(68%)が対策完了し、残り299箇所(32%)が未完了となっている。未完了と整理している箇所のうち、約半数は事業化しており、84%は対策完了か着手中で、16%が未着手となっている。

優先順位の選定については、意見にある安定度 調査結果(危険度)だけでなく、集落孤立への影響、被災履歴(落石等)、事前通行規制区間、緊 急輸送路、迂回路の有無、交通量、バス路線等の 判定項目を加えた総合評価点の高い箇所から順 次事業化し、対策を進めているところである。

毎年、予算要求時に新たな変状や被災履歴(落石等)等を考慮し、さらに年度途中でもパトロール等で緊急性が高まったと判断した箇所は、評価の見直しを行うなど総合評価点による優先順位を随時見直しており、優先的に対策を進めている

今後も総合評価点による優先順位を随時見直 し、優先順位の高い箇所から対策を行っていく。 なお、事業の進捗を図るため、当初予算に加え て、補正予算を積極的に活用し、予算を確保しな がら事業を推進していく。

目的を、「多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害を防止すること」としており、落石等が大規模災害に繋がる危険性を想定している。

以上のことから、工事の実施にあたっては、県の担当者より用地取得の交渉等、容易に進められない内容も含んでいるとの説明を受けてはいるが、人命に係わる事業であるため、当該内容における対処策の検討も踏まえた上で、工事計画の優先順位のあり方を今一度見直す必要性があると考える。

イ カルテ対応 (経過観察) について (意見)

「要対策箇所」以外に落石、斜面崩落の可能性がある箇所を「カルテ対応(経過観察)」として整理し、道路パトロール等により監視する体制が敷かれている。令和元年度末時点においてカルテ対応(経過観察)とされている箇所は、865箇所である。

現地監査を行った日野振興センターにおいて、カルテ対応(経過観察)についてのヒアリングを行ったところ、「令和3年度日野県土整備局道路管理パトロール実施要領」の資料提示を受け、本要領に基づいてパトロールを実施しているとのことであった。

本要領では、パトロールの形態が「通常パトロール」、「定期パトロール」、「夜間パトロール」、「異常時パトロール」の4種類に分けられている。このうち、日常的に行われ、中心となっているのが「通常パトロール」である。「通常パトロール」においては、区分表が作成されており、1日の交通台数など対象区間の状況を踏まえてパトロールの回数が定められている。多い区間では週4回以上のパトロールが義務付けられている。2名1班体制で、パトロール車内から目視による確認、目視が困難な箇所等については、必要に応じて自転車又は徒歩により目視で確認を行うこととされている。

西伯根雨線における現地調査の際に目に留まった箇所が2箇所あった。当線においては、区分表をみると週3回以上の「通常パトロール」が実施されている区間である。また、パトロール時における「点検事項表」を確認すると、法面においては、「植生の生育状況並びに雑木及び雑草の繋茂状況」、「倒木、落石及び法肩部の枯木の状況」といった点検項目も掲載されている。

通常パトロールで見逃された倒木が直ちに道路への落下が懸念される状態ではなくても、落下の可能性が認められるものであれば、人命にも係

カルテ対応(経過観察)として判定した箇所について、道路パトロールと定期点検(10年毎)により道路交通への影響及び危険性について、 監視と点検を行っている。

講じた措置

意見のあった倒木2箇所については、道路パトロールでの報告はなかったが、除雪シーズン前の点検において確認している。小径の幹であり、完全には倒れていないことから、道路への転落の危険が低いものと判断していた。

当該法面の倒木について、除雪シーズン前に 既に除去しているものもあるが、当該倒木2箇 所については、道路パトロールにより、道路(車 道)に落下して交通に危険を及ぼすことがない か監視を継続していたところ、令和4年1月に 今冬の大雪で落下の可能性もでてきたことから、 除去した。

今後も道路パトロール等により、道路法面の 倒木等が道路へ転落し、第三者に危害を及ぼす 可能性が高いと判断した場合は、速やかに除去 していく。

監査結果	講じた措置
わる事態となる危険性があるため、危険回避の観	
点から速やかに除却するべきと考える。	

第4 県土整備部・河川課(一部、危機管理政策課を含む。)

監査結果

3 避難につなげる水防対策事業(鳥取方式) (堤防強化対策・水防体制強化(大型土のう 袋購入))

ア 大型土のう袋の調達について【意見】

「令和2年度 一般会計当初予算説明資料」には、水防体制強化のために野坂川等の越水危険箇所に必要な大型土のう袋を2,400袋購入すると記載されている。この2,400袋という数量は、国直轄河川のバックウォーター区間の延長の合計距離4,800メートルを基に、1メートルにつき1袋として算定された4,800袋を令和2年度及び令和3年度の2年間で平準化して算定された数量である。

しかしながら、実際に購入された数量は1,870 袋であり、令和2年度における調達予定数量の8 割弱の数量にとどまっている。調達予定数量に満たない数しか購入できておらず、水防体制の強化が十分に図られているとは言い難い。

また、物品購入伺の起案年月日は令和3年1月7日となっており、またS社へ納期の確認がされている。予算説明資料に記載されている2,400枚という数量には明確な根拠があるのに対して、物品購入伺に記載された1,870袋という数量については発注時点での残予算で発注可能な数量となっている。物品購入伺の日付からすると、事業着手の時期が遅すぎる点は否定できない。必要な数量が調達できていない点は問題である。

水防対策検討会の提言においても、「速やかに 取組をすすめ早期に効果を発現させるべき内容」 のひとつとして、「洪水が発生する前の段階で水 防工法(大型土のう積、ブルーシート張等)を実 施すること」とされており、このために「水防資 材(対候性大型土のう、ブルーシート等)を十分 に確保すること」とされている。この提言の内容 も踏まえ、計画的な事業実施をお願いしたい。

イ 大型土のう袋購入予算の策定について【意見】

予算算定の基礎となっている一枚当たりの単価は2,781円であるのに対し実際の購入価格は一枚当たり1,030円と予定価格の2分の1にも満たない。予算の基礎となった単価については、県単価を基に計算されている。計算の方法自体には問

講じた措置

指摘のとおり発注時期が遅いことにより、大型 土のう袋について十分な調達を行うことに至ら なかった。

令和3年度予算では、八頭県土整備事務所及 び米子県土整備局への配備とし、予算については 繰越申請を行い、令和4年5月に予定数量の一 部を調達済みである。

令和2年度は優先して堤防延長の長い鳥取県土整備事務所に配備しており、令和3年度予算および令和4年度予算は他事務所(局)に配備する計画としている。なお、令和2年度に予定していた鳥取県土整備事務所等の不足530袋(=必要数2,400袋ー配備済数1,870袋)については、令和3年度予算での発注においても請負差額が発生したことから、その予算を活用し令和4年度中に配備を完了する。

なお、令和4年度予算の請負差額を活用して次年度以降の配備分も含め前倒しし、令和4年度に完了させる。

これまで予定価格として採用してきた値は、調査会社がインタビュー手法を取り入れた調査手法を主体に資材や工種ごとにその特性に最も適合した調査方法を用いて、かつ、中立的な立場で取引価格の実態を把握しているものである。

しかし、令和3年度予算での入札においても予

題はないものの、実際の調達価格との乖離が大きい。予算が過大に計上された場合には、本来他の事業に充てるべきであった予算を未執行のまま無駄にすることになりかねない。今後の予算の策定においては実勢価格等を考慮するなど、見直しを図るべきである。

ウ 大型土のう袋の管理について【意見】

大型土のう袋の配備場所について担当課に確認したところ、令和2年度においては鳥取、八頭、米子管内に配備する予定であったが、築堤延長が長い鳥取管内に優先配備することとしたため、1,870袋すべてを鳥取県土整備事務所水防倉庫に配備したとの回答であった。物件納入検査書によると、令和3年3月12日に鳥取県土整備事務所水防倉庫に納入されている。

しかしながら、担当課より提供された「■各総合事務所県土整備局、各県土整備事務所及び鳥取港湾事務所の備蓄資材 令和3年4月1日現在」の大型土のう袋の欄に記載されている数量の中に当該土のう袋は含まれていない。数量については納入時に撮影された数量管理写真により把握しているとのことであったが、備蓄資材の管理の観点からは本事業で購入した大型土のう袋についても備蓄資材の一覧に記載すべきである。

6 防災・安全交付金(情報基盤整備)

ア 河川監視カメラの更新計画について【意見】

河川監視カメラについては令和3年4月1日 時点で129基設置されており、「令和2年度決算 に係る定期監査決算審査資料」の中で、住民の避 難、水防団による水防活動が安全・的確に行える 環境が一層整ったと評価されている。

担当課より提供された「河川課所管河川監視カメラ一覧表」によれば設置された河川監視カメラのうち、最も古いものは平成17年度に設置され、既に設置から15年が経過している。設置年が古いものについては老朽化が進んでいると考えられ、更新の時期を検討する必要がある。

本監査時のヒアリングでは監視カメラの耐用 年数・使用可能期間については特に検討されてお らず、また具体的な更新計画も策定されていない とのことであった。

監視カメラの故障等の不具合については都度 保守契約により対応しているとのことであった が、実際の災害時に監視カメラが問題なく使用で きなければならない。

また、老朽化した監視カメラのメンテナンスコストが増加するとも考えられ、監視カメラを更新

講じた措置

定価格2,650円/枚(鳥取県土木工事実施設計単価)に対して入札価格が1,027円/枚(38.8%)と大きく乖離が生じた。

このことから、今後はより実勢価格等を考慮し た単価となるよう検討し、これを参考に必要な予 算を要求していく。

鳥取県水防体制の水防体制整備現況(数量一覧表)により水防資器材の数量管理をしているが、水防体制の水防資器材に大型土のうが含まれていないことが水防資器材の管理簿に記載されていなかった原因である。

令和4年度の鳥取県水防体制を作成する際、 数量一覧表の様式を見直し、各所・局で当該改正 後一覧表によって適切に管理するよう改めた。

不具合が出た機器については都度保守業者が メンテナンスを実施するなど対応していたが、情 報発信強化に資する配備を優先し、カメラの具体 的な更新計画が後回しになっていた。

令和4年度において過去の補修履歴などを確認し、予防保全・事後保全・定期更新等どのような計画が最良か整理を行い、監視カメラ等の更新計画を策定することとしている。

監査結果 講じた措置

したほうがトータルのコストは低くなる場合もあり得る。129 基の監視カメラの更新費用は多額に上ることは容易に予想でき、財政負担の平準化の観点からも計画的に更新を行うことが望ましい。 監視カメラの使用可能期間、老朽化した監視カメラのメンテナンス費用等を勘案した更新計画の策定が必要である。

イ 河川監視カメラ提供システムについて【意 見】

鳥取県地域防災計画では避難につなげる水防対策の一環として水位計・河川監視カメラ等の整備及び情報発信を推進するとされている。監視カメラの映像についてはWEB上で「鳥取県河川監視カメラ提供システム」により確認することが出来る。また、河川の水位についてはWEB上で「鳥取県防災情報」の「河川情報」やテレビ(NHK総合の地上デジタル放送)のデータ放送で確認することが出来る。監視カメラの映像や河川の水位情報は主として市町村の職員が確認し、避難情報の発信に役立てられている。

当然これらの情報は地域住民の災害時の避難の必要性の判断にも資する情報であり、積極的に周知を図る必要がある。この点について、監視カメラを新規に設置した際には住民説明会、防災学習等の機会に周知が行われている。この他にも、パンフレット等でも周知が図られている。

また、本監査における日野県土整備局へのヒア リングにおいて河川監視カメラ提供システム等 の周知方法の確認を行ったところ、自治会の回覧 板、県政だより(月1回)、事務所だより(4半 期1回)などでも周知されているとのことであっ た。近隣住民も河川監視カメラ提供システムの情 報を活用しているとのことであった。実際に、「鳥 取県 河川監視カメラ提供システム | のアクセス 数は、令和3年8月の台風9号発生時、秋雨前線 の時期に増加しており、住民の防災・避難等に役 立っていると言える。しかしながら、当該システ ムはWEB上で公開されており、高齢者世帯が確 認することが難しい場合があることも懸念され る。この点につき本監査におけるヒアリング時に 質問したところ、今後ケーブルテレビ等でも情報 提供を行うなど高齢者世帯に配慮した情報提供 を行っていきたいとの回答であった。高齢者等は 災害時において早期に避難を図る必要があるた め、より一層の情報提供が望まれる。

また「鳥取県 河川監視カメラ提供システム」 については、地図上に表示されたカメラのアイコ

河川監視カメラ画像はWEBでの提供のみとしているため、WEBでの確認が難しい方に対する画像情報の提供方法がない。

また、箇所抽出がしづらいのは、河川監視カメラ設置箇所が約100カ所にもおよぶ中で、WEBでは全箇所を同じページに掲示していることが原因である。

CATV放送を検討しているが、CATV会社からは「情報提供はデータ放送を取り扱っていないエリアでは、現在行われている順番で表示するという方式でしか情報発信ができないことから、表示する画像を増やすと抽出が難しくなり、現実的ではない。」との回答を得ている。

また、WEBでの箇所抽出の参考とするため、 河川監視カメラは地図内のカメラマークの所に 設置している旨追記した。

今後もWEBでの確認が難しい方に対する情報提供方法やWEBを見やすくする工夫について、引き続き模索していく。

ンをクリックして当該カメラの映像を確認する、もしくは一覧で表示された映像から確認する形式となっている。河川監視カメラとともに水位計が設置されている箇所については水位も表示される形式となっている。水位上昇時には警告が表示されるようになっており、住民の避難判断に資する情報が提供されている。しかしながら、監視カメラの数が多く、詳細な情報が提供されているものの若干見づらい印象を受ける。この点について、担当課においてもカメラの数が多すぎて逆に混乱してしまう可能性があるという問題点を認識しており、情報を得やすいようにカメラの数等を整理していきたいとの意向であった。例えば河川ごとに絞り込みを行えるようにするなど、より見やすくする工夫が必要である。

8 防災安全·交付金事業(河川改修)[一般公 共事業](特定構造物改築事業)

ア 特定構造物改築事業

- (ア) 請負者提出の確認不十分な「点検報告 書」について【指摘事項】
- *対象事業:橋津川水門特定構造物改築事業 当該委託業務に係る一件簿書「工事に関する 提出書(令和2・令和1・平成30年度分)」を 確認したところ、以下の事実を確認した。

本来この委託事業の目的である点検結果総括 表と故障・不具合の写真、コメント等が令和元 年分をそのまま添付されて報告がされているな ど、明らかに確認不十分な報告書となっていた。

また、ゲートの点検記録表の記載に関し、1 月5日の運転記録記載によると

上流側 天候 晴れ 気温4℃ 湿度 50% 下流側 天候 雨 気温 14℃ 湿度 90% と記載されているが、ゲート運転点検時の気候 状況がゲートの上流側と下流側で全く相違して おり、明らかに不自然な記載となっていた。

担当課のヒアリングにより、点検業務実施の 事実については、県担当課職員の立会実施状況 や点検状況写真の提示があり理解できたものの、 当該請負者への報告書記載内容の確認を依頼し た。請負者では点検報告書の記載にあたり、前 年度の報告書を複写した上で、各点検項目についてチェックし、問題点がなければ前年と同様な点検結果に基づき報告書が作成提出されていたとのことであった。その結果、年度区分や点検日時の不適切な記載を徒過したことにより、前年同様な資料が添付され、このような確認不十分な報告書となっていたものであった。 講じた措置

<中部県土整備局>

発注者及び受注者の双方で点検結果報告書を 精査した結果、点検報告書の点検結果総括表、故 障不具合の写真など、記載内容に誤りがあること を確認した。

関係者への聞取りを行った結果、データ入力等に間違いがないといった思い込みや、審査・承認を行う上司は部分的な確認のみであったことから、誤りを発見できなかったものである。

上記のとおり点検報告書に誤りが認められた ため、受注者に対し、経緯報告書及び業務改善計 画書並びに点検結果報告書の修正の提出を文書 により通知(令和4年1月27日付)した。

令和4年1月31日に修正報告書及び・業務改 善計画書を受理した。

この結果、受注者においては、経緯の確認及 び原因分析の上、点検記録方法のルール化及び 報告書のチェック体制の強化が行われた。

この事業費の目的は、「当該水門ゲートが、万が一の故障によりゲートの開閉操作が不能になった場合は、甚大な被害をもたらす恐れがあるため、機械設備の適切な点検を行い、維持管理を行うことを目的としている。」とされていることからも、仮に記載ミスであったとしても、このような確認不十分な点検報告書は点検業務自体の信頼性を疑わざるを得ない。点検の体制及び点検再チェックを含め、早急に請負者及び関係職員から事実確認の聴取を行った上で適切な処置を求めるべきと考える。

講じた措置

(イ) 担当課の予算執行体制について【指摘事項】

当該「工事に関する提出書」は請負者の主任技 術者が仕様書に基づき提出され、鳥取県中部総 合事務所県土整備局維持管理課が収受したのち、 担当課の中で調査員意見欄に「受理します」の記 載とともに、決裁がされている。

上記のような確認不十分な報告書で決裁され、 支払いされている。委託契約の検査において、そ のポイントは委託契約の仕様書に沿って役務の 提供が確実に実施され、成果物として報告書が作 成されているかの確認である。残念ながら、上記 のような確認不十分な報告書が提出されていた にも関わらず、その内容を精査することなく決裁 され予算執行されている事実については、担当課 の認識及び業務執行体制に問題があるものと思 われる。事務決裁が形式的かつ形骸化にならない よう緊張感をもって事務処理を行うよう周知を 図られたい。

<中部県土整備局>

担当職員は、現場に臨場し、点検状況の立会いをしており、その際点検が適切に行われていたので、受注者からの報告書は正しく作成されているとの思い込みがあった。さらに、コロナ対応により対面での納品確認ができなかったことも一因である。

発注者においては令和3年度点検業務からチェックリストを作成し、当該チェックリストにより点検報告書の確認を行うとともに、点検時に撮影した写真の元データや点検結果を記録した野帳の写しも提出を求め、報告書の記載内容に誤りがないか詳細に確認を行っている。

(ウ) 点検結果に基づく対応措置の実施状況について【指摘事項】

報告書添付の「点検結果総括表」(令和2年分は、令和元年度分のコピーと思われる)によると、健全度をランク付けされており、健全性を以下の4区分に評価し、さらに、その対策及び処置が記載されている。

令和2年度の点検結果総括表(令和元年度を複写したもの)によると、全14か所の点検した結果、以下の健全性評価となっている。

× ・・0か所

△1・・3か所

△2・・2か所

△3・・9か所

この点検結果による、 $\triangle 1$ の改修の実績を担当 課に確認したところ、令和元年度の点検実施後に $\triangle 1$ の 3 箇所のうち、閘門ゲートの扉・パッキン

<中部県土整備局>

報告書の「点検結果総括表」の健全度判定「機能に支障が生じる可能性が有り、早急に措置を行うべき状態」である判定「△1」に該当するものが3箇所あり、うち、閘門ゲート(上流)操作室扉の修繕については、操作室内への雨水等の侵入による操作盤の故障が考えられることから優先度が高いと判断し、令和2年2月に対応済みである。

残る2つについてはゲート扉体のスキンプレートに発生している孔食であるが、修繕には扉体周囲の水を抜く仮締切りが必要であることから、開閉装置の更新工事などで扉体に関連した仮締切りを伴う工事を行うタイミングで併せて、孔食修繕を実施することを検討していたため、現時点で必要な修繕に着手できていない。

また、点検結果の健全度評価(△1)は、目

の取替は実施したが、その他 2 箇所の制水ゲート 等の修繕、更新等は実施していないとの事であっ た。また、水門の修繕委託設計について落札者が なく入札不調となったとのことであった。

しかるに、当該点検業務の目的を考えるにあたり、点検業務を毎年実施し健全度判定がされているにも関わらず、その対応策及び処置が一部を除いて、実施されていない。特に健全度判定△1「機能に支障が生じる可能性があり、早急に措置を行う状態(1年から2年以内)」となっている箇所は、平成27年度に発見され、それ以降毎年「点検報告書」に指摘されているにも関わらず、未だに修繕されていないことは、当該事業の目的に意味をなさないものと考える。危機管理を考える上で、早急に対応する必要があり、適切な処置を行うべきである。

11 水防対策費(水防資器材の補充) ア 水防資器材の補充【意見】

当事業の予算は1,300 千円であるのに対し、 決算額は301 千円であり執行率は23.2%と非常 に低いものとなっている。この理由について担当 課に確認したところ、不要なものは購入しなかっ たためとの回答であった。

水防資器材の補充に係る予算については、過去 実績から一括査定された枠予算が各総合事務所 に割り当てられている。水防資器材の整備は水害 時に人命・財産を守るために必要なものであり、 その整備には万全を期すべきである。この割り当 てられた枠予算を有効活用し、不足しているもの を補充する、劣化したものを更新する必要があ る。

限られた予算を有効活用するためには、計画的に水防資器材を補充する必要があると考えられるが、後述のように水防資器材の管理が十分とは言えず、水防資器材の計画的な更新に支障をきたしている可能性がある。土のう袋などの経年劣化する水防資器材については計画的な更新を行うべきである。

講じた措置

視による判定であり、早急な修繕の必要性については、詳細な損傷の程度を把握する必要があることから、令和3年度業務に追加して、令和4年2月3日に腐食寸法の実測及び「浸透探傷試験」を実施した。その結果、孔食以外、クラック等の外見上の異常は確認されず、直ちに機能に支障が生じるものではないことが判明した。

さらに、水門操作時に開閉装置の目視点検を 実施したが異常は無かった。

令和4年度は、孔食の進行と拡大を予防・保全するため「放射線透過試験」等により部材内部の欠損状況を調査するとともに、孔食が発生している溶接部の補修詳細設計に着手したところである。

また、当該調査設計により、修繕工事に必要な概算工事費を把握し予算要求するとともに施工計画及び漁協等関係者協議を整え、次年度速やかに工事着手できるよう努める。

各事務所・局ごとで水防資器材のチェック体制 がまちまちになって、受払簿等の管理簿でチェッ クできていなかったことが原因の一つと考える。

水防資器材の適切な管理を行うため、令和4年 3月に受払台帳を整備するとともに、帳簿と現存 数量が常に一致するよう管理体制を見直し済み である。

今後は、各事務所・局において、正確な帳簿情報に基づいて、経年劣化した資器材について購入時期を明記し、資器材の点検時に状態を把握しながら適正な時期に更新を行うこととしており、例えば中部県土整備局保管の劣化した土のう袋は、令和4年7月までに処分・補充を行った。

(セ) 総括

ア 連携備蓄品に対する点検について【指摘 事項】

連携備蓄品について在庫確認は行われているものの、発電機等の点検が行われていない。鳥取県地域防災計画では連携備蓄品について「定期的に点検を行い、良好な状態の保持に努める」と規定されている。また、県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領にも同様の規定が置かれている。

発電機等について稼働テスト等の点検が 行われていない現状は、連携備蓄品に対して 定期的に点検を行い良好な状態が保持され ているとは言い難い。

発電機等については実際の災害発生時に 確実に使用出来る状態で保管する必要があ るので、連携備蓄品の定期点検、特に発電機 等については稼働テスト等を含めた定期的な 点検を実施されたい。

イ 水防資器材の受払の管理について【指摘事項】

各水防倉庫においては水防資器材の受払に関する台帳等は整備されていなかった。鳥取県地域防災計画において「資材の受払については、帳簿を備え正確に記入しておかなければならない」と規定されている。

水防資器材の在庫数を管理するだけでなく、水 防資器材の物品出納簿を作成し、使用・購入・廃 棄等を記入し、水防資器材の適切な管理に努め られたい。

ウ 水防倉庫及び水防資器材の管理状況について て【指摘事項】

各総合事務所管内の水防倉庫等の現地確認の 結果、非常に高い危機管理意識のもとで水防資 器材を管理している水防倉庫がある一方で、水防 資器材が適切に管理されているとは言い難い水 防倉庫があった。

鳥取県地域防災計画では「倉庫内の備蓄資材は 厳密に調査し、緊急の際十分役立つよう整備して おくこと」とされている。水防資器材については ただ配備しているだけでは意味がなく、実際の災 害発生時に確実に使用できなければならない。災 害発生時において水防資器材が使用できなけれ ば県民の生命・財産に重大な被害を及ぼす可能 性がある。実際に水防倉庫及び水防資器材を使 用する頻度は少ないが、高い危機管理意識のもと 水防倉庫及び水防資器材の管理に努められたい。

講じた措置

購入後の管理体制が確立されておらず、定期的かつ体系的な点検ができていなかったため、ひとまず発電機等の稼働テストを令和4年2月に実施した。

また、資器材の点検について、同一場所(各水防倉庫等)に保管しているにも関わらず当該資器材の管理部局が別個に点検を実施するのは不合理であることから、出水期前の令和4年5月に危機管理局及び各県土整備事務所(局)等による県備蓄品の点検及び発電機等の稼働テストを一斉に実施した。来年度以降も出水期前を目途に定期的な一斉点検を実施することとしている。

水防資器材を受払することが余りないことや 規定内容の認識不足等により、受払台帳が未整 備又は台帳の内容が不十分であった。

各県土整備事務所(局)で整備した水防資器材を適切に管理するため、令和4年2、3月(一部は令和3年1月)に各所(局)において受払台帳を整備済みである。

水防資器材の配備や数量管理の認識はあった ものの、実際の災害発生時に確実に使用できる状態に保っておくという認識が徹底されていなかっ たこと等により管理状況に不十分な点が生じた。

災害発生時に確実に水防資器材が使用できるよう、各県土整備事務所(局)において保管場所の整理、不要資器材の処分や不足資器材の補充、品目・数量の保管場所への明示、倉庫内の照明の確保等を行うとともに、水防資器材の一覧表や受払台帳等の管理簿に基づく定期的な一斉点検等を実施することとした。

なお、前述のとおり、管理簿は令和4年3月までに整備し、同年5月に一斉点検・稼働テストを 実施したほか、同年9月までに保管場所への品目 等表示や土のう袋の更新、各倉庫の照明確保等 を実施済みである。

講じた措置

14 水防対策費(排水ポンプ車更新費) ア 排水ポンプ車更新【意見】

排水ポンプ車の更新については、入札不調により繰越となっている。

初回入札は令和2年6月に入札公告がされ、納入期限は令和3年3月26日とされている。令和2年7月17日にE社、令和2年7月21日にS社から入札参加資格確認申請書が提出されている。これに対して、E社及びS社の制作仕様が県の定める仕様書に合致しないことを理由に、入札資格がない旨の審査結果を令和2年7月29日にE社及びS社に通知している。E社及びS社以外に入札資格確認申請書を提出した事業者がいなかったため、初回入札は不調となった。

その後、仕様および納期を改めて令和2年11月6日に調達広告がなされており、納期については令和3年10月29日とされている。仕様書の見直しによりE社及びS社について入札資格有りの審査結果となり、入札を行った結果、S社が落札した。

排水ポンプ車については特殊車両であり、受注生産となること、国内で生産を行っているのは2社のみであることから納期が長期化している。当初の日程案においても、開札日が8月6日であり、納期は令和3年3月26日と納入までに長期間を要することが想定されている。そのため、計画的に事業を実施することが重要となる。

今回入札不調となった理由である事業者の制作仕様が県の定める仕様書に合致しなった部分は次のとおりである。

平成元年度に納入された排水ポンプ車の仕様 書を参考に操作性を考慮して作成したが、部材等 について同等品を使用しているとの認識がなかった。

競争性を確保しつつ、メーカーと仕様書の内容を細部まで確認することとし、部材等の同等品については、排水ポンプ車の性能に問題のないことが認められる根拠を確認し、今後の更新時に同様のミスが起こらないにように留意する。

	事業者	県仕様	申請者仕様	
	E社	ケーシングライナ	ケーシングライナ	
'	E ₹1	(材質 ステンレス鋳鋼)	(材質 ステンレス鋼)	
	S社	排水ポンプ質量 30kg/台以下	排水ポンプ質量 30kg/台以下(ケー	
l			シングライナを除く)	

これらの仕様の相違については、排水ポンプ 車の機能の根幹をなすものではなく、排水ポン プ車の機能に影響を与えるとは考えにくい。

実際に、2回目の入札に係る仕様書について は上記について事業者の制作仕様に合わせて県 の仕様書が改められている。

このような軽微な仕様の相違により入札不調 となることは計画的な事業執行に支障をきたす ことになり問題である。

仕様書の作成について担当課にヒアリングし

監査結果 講じた措置

たところ、国内で排水ポンプ車を製造している のは2社のみであることから、県が発注仕様を 作成する際は、当該2社と調整し、2社ともに 対応出来る仕様としているとの回答であった。

これにも関わらず、仕様書が合致しなかった 理由については、当該2社との調整が十分に出 来ず、部材の仕様が対応困難な仕様となってし まったとのことである。

排水ポンプ車の更新については、初回入札が 不調となったことにより、結果として事業執行 が半年以上遅れている。その理由も製造業者と の調整不足による仕様書の不備である。

鳥取県地域防災計画では「県、市町村及び防 災関係機関は、それぞれ防災資機材等の整備に 努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等 を把握しておき、災害時にいつでも有効に活用 出来るよう準備しておくものとする」とされて おり、「県は、災害対策に必要なヘリコプター、 特殊車両等の整備充実を図る」と規定されてい る。この規定の趣旨を損なうことがないよう、 慎重な事業執行をお願いしたい。

第5 県土整備部·治山砂防課

監査結果

1 治山事業(県土) [一般公共事業] ア 治山事業の要整備箇所の整備推移について 【意見】

事業の成果と実績における「整備済み箇所数と推移」の下表によると、令和2年末時点整備済み数は1,402箇所、整備率35.6%となっている。また平成30年以降の整備完了箇所数は各年2から7件程度で推移し低調と言わざるを得ない。もちろん、限られた予算のため、整備の長期化又は整備率が低調であることは理解出来るが、単純に現況の整備実施箇所数によると未整備箇所数の予想完了期間は280年を要することとなり、当該整備計画が県の策定した将来ビジョン「3守る(6)災害に強い県土の形成が進み、防災・危機管理対策が向上」とする県民の安全安心を守る実施可能な計画であると言い難い。

単年又は2、3年の短期整備計画に加え5年及び10年の中長期整備計画の策定と結果及び進捗評価の検証が必要と思われる。また、未整備となっている要整備箇所の状況について、更なるソフト対策とともに的確な状況把握と危険度の変化に対応出来るチェック体制の構築を図られたい。

講じた措置

山地災害危険地区の整備進捗については、関係者の協力がなければ事業が進まないことから、基本的に地元からの要望に基づき優先度の高い箇所から実施せざるを得ない現状や、要対策個所数の規模(3,935箇所)から、整備進捗は低調な評価となっている。

令和2年12月に閣議決定した「防災・減災、 国土強靭化のための5か年加速化対策(令和3年度~令和7年度)」による令和2年度補正予算を積極的に活用し、令和3年度は対前年比126%の予算を得て要整備個所の進捗向上に取り組んだ。

また、未整備個所において、住民と共に裏山 診断を実施し、現況把握や監視・避難等の防災 意識向上に取り組んだ。

中長期的な計画目標として「5か年加速化対 策」期間での年間整備箇所数の目標値設定な ど、実効性のある評価手法について検討し、優 先度の高い要対策箇所での整備進捗状況の検 証を行っていくこととする。

なお、着実な要対策箇所の解消に向けて、引き続き「5か年加速化対策」に係る予算要求を

監査結果 講じた措置

積極的に行う。

また、引き続き、裏山診断等の実施により、 未整備箇所の現況把握や地域住民等による監 視・避難等の防災意識向上に継続して取り組ん でいく。

イ 整備箇所の優先順位の策定について【意見】

令和2年度の実績報告の中で、課題として「令和2年度補正予算以降の国の5か年加速化対策において、特に崩壊土砂流出危険地区の整備率の引き上げが目標とされたことから、より一層、選択と集中による効果的な事業進捗を図るため、優先順位をつけながら施設整備を進める必要がある」とされている。優先順位の考え方は規定されているものと考えられるが、要対策箇所全体の優先順位がそもそも作成されていないことが伺える。

当該事業は、人命に関係する防災の性質上、有 効性が最も重視されるが、限られた予算の中で事業を推進するにあたっては、最小の経費で最大の 効果をあげなくてはならないが、その為に最も重要な優先順位が付されていないのであれば問題と 思われる。優先順位を定める事及びその決定根拠 を明確にすべきと考える。

また、特に崩壊土砂流出危険地区の整備率の引き上げが目標とされたとのことであるが、鳥取県の現状は平成30年以降2件の整備となっており、令和2年度は整備実施が0件となっており低調であった。

鳥取県では近年、豪雨及び台風災害による山地 災害が多発しており、復旧は人家等の保全対象に 近接した緊急度の高い箇所を優先に行ったもので あり、その内訳を見ると、民家の裏山の崩壊対策、 すなわち山腹崩壊危険地区での整備箇所数が多く なっているものとの事であった。近年の地域災害 事情に配意し、緊急度の高い箇所への対応を優先 したことは評価出来る。

なお、崩壊土砂流出危険地区の整備率の引き上げは、令和2年度補正予算以降の国方針であったことから、国予算の確保により、実質的な令和3年度以降での整備率の向上に努められたい。

2 防災·安全交付金(通常砂防事業)[一般公共 事業]

ア 通常砂防事業の要整備箇所の整備推移について【意見】

鳥取県は、鳥取県国土強靭化地域計画の重要業績指標(KPI)において、土砂災害危険箇所整備率を令和2年度末30%と定め整備に取り組んでいるところである。事業の成果と実績における下図「整

山地災害危険地区の整備進捗については、関係者の協力がなければ事業が進まないことから、基本的に地元からの要望に基づき優先度の高い箇所から実施せざるを得ないところである。

近年、豪雨や台風による山地災害が多発する中で、人家等の保全対象に近接した緊急度の高い箇所を優先的に復旧整備しており、この結果、山腹崩壊危険地区に比べ崩壊土砂流出危険地区の整備箇所が少ない状況となった。

事業箇所の優先順位の判定においては、要対 策箇所の整備促進のため、山地災害危険地区の 有無及び危険度ランクが反映するように運用し ているところである。

5か年加速化対策において崩壊土砂流出危険地区の整備率の引上げが国目標とされたことからも、一層の選択と集中による効果的な事業進捗を図るとともに、危険度と保全対象等の重要度に応じた要対策箇所における優先順位の作成を検討する。

限られた予算、限られた担当職員により事業 を実施していること、相続が発生している事業 用地の買収手続に時間を要している等の事業中 の不測の事態により、事業期間が長期化し整備 進捗は低調となっている。

優先度の高い箇所から事業を行っているところであるが、要対策箇所数(1,626箇所)の規模が余りにも大きいことから、整備進捗はどう

備済箇所数の推移」の表によると令和2末時点整備済み数は502箇所、整備率30.9%となっており、KPI目標を達しているが、平成30年以降の他事業で整備した箇所を含む整備完了箇所数は各年3から9件程度で推移し、低調と言わざるを得ない。もちろん、限られた予算のため、整備の長期化又は整備率が低調であることは理解出来るが、単純に現況の整備実施箇所数で未整備個所数の予想完了期間は120~370年程度を要することとなり、当該整備計画が県の策定した将来ビジョン「3守る(6)災害に強い県土の形成が進み、防災・危機管理対策が向上」とする県民の安全安心を守る実施可能な計画と言い難い。

併せて、要対策箇所の優先順位を基に優先度の 高い整備箇所での整備実施率の検証や単年又は 2、3年の短期整備計画に加え5年及び10年の中 長期整備計画の策定と結果及び進捗評価の検証が 必要と思われる。

講じた措置

しても低調な評価となってしまう。

現状において、全体の整備率とは別に、避難 所や要配慮者利用施設などの重要な保全施設 が立地する、より優先度の高い要対策箇所を対 象にした整備率の評価を行っている。評価対象 としていた施設情報の更新作業を令和4年3月 に行ったところであり、引き続き、より優先度 の高い要対策箇所での整備実施状況の検証を 行っていく。

令和2年12月に閣議決定した「防災・減災、 国土強靭化のための5か年加速化対策(令和3 年度~令和7年度)」により、近年の土砂災害 対策事業への国補助措置率は高い状況である。 砂防事業の更なる進捗をはかるため、積極的な 予算要求を行った結果、令和3年度補正と令和 4年度当初の国補助額合計(砂防+急傾斜)は 対前年比135%となり、進捗向上に向けた予算を 確保した。

土砂災害対策(土石流)は、その実施において用地提供などの地元協力が不可欠なことから、基本的に地元からの要望に基づき優先度の高い箇所から実施しており、県が主導的に中長期的な整備計画を策定したとしても、地元調整難航の可能性が高く、計画どおりに進まないことが想定される。

しかしながら、事業の進捗状況を適正に評価するためには、短期又は中長期的な視点に立った計画目標をもつことも重要であると考えられる。

近年、土砂災害対策事業への国庫補助率が高い状況にあることや(例年の1.4倍で推移)、近年の砂防・急傾斜事業の事業完了箇所数(6.6箇所/年)を考慮し、国土強靭化のための5か年加速化対策期間(~令和7年度)において、砂防・急傾斜事業の完了箇所10箇所/年を目標に取り組んでいく。

引き続き「5か年加速化対策」に係る予算化、 事業化に向けて積極的に取り組んでいく。

イ 測量等業務簡便型総合評価入札制度について 【意見】

汗干谷川通常砂防工事「測量詳細設計及び地質調査業務委託」の入札結果の検討において、適用される簡便型総合評価入札方式につ

いては、鳥取県県土整備部測量等業務簡便型総合評価入札実施要領により発注件数の少ない測量業務及び地質調査業務を除き、土木関係コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務のうち800

<県土総務課>

総合評価落札方式は公共工事の品質確保の 観点から応札者の技術力等を評価し、価格と品 質が総合的に優れた落札者を選定するものであ る。

本県においては「入札に係る基本方針」により、公共工事の品質確保に加え県内の建設業界の健全な発展に努めることとしており、業務過多による業務の品質低下を防止し、幅広い技術

万円以上の業務から発注機関が選定することとしているとのことであった。また、当該入札方式は、従来から試行として平成20年10月から実施されており、適用実施割合は令和2年度において、以下の表のとおりである。

落札方式	価格 競争	総合 評価	割合
測量	7	21	-
地質	16	_	_
土木コン	113	121	51.7%
補償	22	31	_

入札価格点数+技術点数で算出される最も高い 点数の者が資格条件を具備していることを条件に 確定するとされている。

当該入札においては、7社が入札参加し、入札価格点数が最も高いA社が順位7位となっていた。担当課に事由を確認したところ、技術点の点数配分の評価項目に「会社の手持ち業務件数」基準があり、手持ち業務件数1件当たり最低でも一律に△30ポイントの減算「△30点~(1/会社の手持ち業務件数)の累計」としており、具体例は下表のとおりとなるため、評価ポイントが減額された結果、落札者に至らなかったとの説明があった。

手持ち業務件数の減額ポイントの、具体例は下 表のとおり。

手持ち件数	減点
1件	△30.000
2 件	△35. 477
3 件	△38. 584
4 件	△40. 925

以上の入札制度によると、本来入札価格による落札者の決定が、評価項目ごとの若干の技術点数評価を加味することは理解出来るが、手持ち件数項目で上記のとおり 1 件当たり最低 \triangle 30 ポイント減額とする評価基準を適用することにより、実質的に入札価額 1 位であるにも関わらず、結果的に落札者になり得ないのは明らかである。当該入札方法による業務受注は、業務過多により支障をきたす場合、つまり品質低下を防止するための措置としているが、単純に \triangle 30 ポイントとすることは、入札制度で最も重視される入札価格点数が落札結果に反映されない可能性が極めて大きい。また、資格停止処分による評価減点(最高 \triangle 5点)に比しても \triangle 30 ポイントは奇異かつ極端と言わざるを

講じた措置

者が業務機会を得ることで技術力の向上を図り 業界の発展を促すため、業界の意見やシミュレーション結果を踏まえながら、「手持ち業務件 数による減点」を採用したものである。

今後は「適正な予算執行」、「県内の建設業界等の健全な育成」、「公共工事の品質確保」の観点を踏まえながら、落札結果の分析やシミュレーションなどにより、適正な入札制度の在り方について検討していく。

監査結果 講じた措置

得ない。

その結果、総合評価落札方式の目的である「価格と品質が総合的に優れた落札者」を選定するものである入札制度の目的に反し、あってはならない順番落札の正当化に繋がる可能性もあり危惧される。

本来この手持ち業務項目の評価点は、平成30年度まで受注減点方法を△3点×件数としていたものを見直し、令和元年度から業界との調整の上、変更されたものとの担当課の説明があった。またその理由として、当該評価基準の見直しは、総合評価落札方式の目的である「価格と品質が総合的に優れた落札者」を選定するものであるが、基本方針で定める「県内の建設業界等の健全な育成」も制度設計の上で重要な観点とし、県全体の技術力の底上げを視野に、下位業者の受注機会の確保も確保するとのことであった。

当該業務の特性から防災土木工事及び災害発生 時に欠く事のできない業者の健全な育成は鳥取県 の危機管理体制の重要な課題としていることでは あるが、当該入札方法は前段のとおり、経済的・ 効率等な予算執行、品質確保及び業界の健全な育 成と相違する視点があることから、今後も業務施 工内容の評価、当該入札制度の試行結果及び手持 ち減点に伴う受注機会のシミュレーションにより 適正公平な入札制度の在り方について検討されたい。

ウ 手持ち業務件数のカウントについて【指摘 事項】

前項の事業者A社の電子入札による4件目となる入札結果資料を検討したところ、手持ち業務件数が3件であることから、総合評価入札制度により減点△38.584となり、順位1位から7位となっていた。そこで、当該事業者の業務件数1件目から3件目の入札結果一覧の内容を確認したところ、以下の事実を確認した。

《事業者 A㈱の入札結果と手持ち件数》

入札	開札日 (落札決定日)	手持件数	減点	備考
1件目(中部)	R2. 6. 4 (R2. 6. 5)	0件	0点	落札順位1位で落札
2件目(鳥取)	R2. 6. 5 (R2. 6. 6)	0件	0点	落札順位1位で落札
3 件目(鳥取)	R2. 6. 15 (R2, 6, 16)	2件	35. 477	他に入札参加者無で落札
4件目(中部)	R2. 6. 18 (R2. 6. 19)	3件	38. 584	入札価格1位も7位非落札

(参考:鳥取県測量等業務簡便型総合評価入札結果一覧より抜粋)

上記入札結果によると、A社の2件目業務の落札について、手持ち件数が1件であるにも関わらず、0件となっており減点が無く、順位1位で落札決定されていることが確認出来た。担当課の説

<県土総務課>

総合評価競争入札は入札価格及び技術力等 を点数化し落札者を決定することから、入札の 適正化を図るため、落札候補者決定の翌日16時 までを保留期間とし、落札順位の決定根拠とな る配点等に対する異議申立て期間を設定してい る。

このため、次の入札に落札結果を適切に反映させて実施するためには、中一日を開けて開札を行う必要があるが、一週間のうち開札可能日が5日であるのに対し発注機関が5機関あること、及びできるだけ早い発注により円滑な業務実施を図り事業効果の早期発現を図る意図があったことから、やむを得ず一部の入札において落札結果が反映されない状況で開札を行っていたものである。

なお、従来からの対策として、同一事務所で 同一開札日に複数の開札を行う場合は、最初の 落札予定者について次の入札書を無効と見なす ことにより、実質、手持ち業務件数を反映させ

明では、2件目入札は中部(1件目)の開札翌日に鳥取で開札があり、1件目の落札決定前のため、手持ち件数による減点は行われず、評価点数が最高となり落札決定されたものとのことであった。つまり、入札主幹事務所が違っていたことと入札日及び落札決定日がそれぞれ1日のズレしかなかったため、2件目の受注に1件目落札結果が反映されなかったということであった。

鳥取県県土整備部測量等業務簡便型総合評価入札実施要領によると、入札価格点数+技術点数の最も高い者が確定されるまで審査を行うとされており、各入札対象工事所管事務所の相違及び近似する開札日であることを事由に、手持ち件数の減点をしないとする特段の事情は認められない。鳥取県建設工事等入札制度基本方針による当入札実施要領の遵守を徹底するべきである。また、1日のタイムラグにより当該入札実施要領が遵守できないとするならば各総合事務所県土整備局及び各県土整備事務所間の入札情報の連携を一層図るなど、システム上又は事務管理上の問題として、早急に改善すべきものと考える。

3 防災·安全交付金(急傾斜地崩壊対策事業) [一般公共事業]

ア 急傾斜地崩壊対策事業の要整備箇所の整備推 移について【意見】

事業の成果と実績における「整備済み箇所数と 推移」の表によるとR2末時点整備済み数は310 箇所、整備率22.9%となっているが、全国整備率 の 26% (平成 21 年時点)を下回っている。また 各年の実施箇所数(継続)は80件程度で推移して いるが、H30年以降の整備完了箇所数は各年1か ら2件程度で推移し低調と言わざるを得ない。も ちろん、限られた予算や整備工期の長期化(対象 箇所の選定、設計、住民説明、用地交渉及び実際 工事期間等)により整備率が低調であることは理 解出来るが、治山事業と同様、単純に当初の要整 備対策箇所の未整備対策箇所数の予想完了期間は 500年~1,000年を要することとなり、当該整備計 画が県の策定した将来ビジョン「3守る(6)災害 に強い県土の形成が進み、防災・危機管理対策が 向上」とする県民の安全安心を守る実施可能な計 画と言い難い。

単年又は2,3年の短期整備計画に加え5年及び10年の中長期整備計画の策定と結果検証及び進捗評価の検証が必要と思われる。

また、要対策箇所の優先順位を緊急性の度合い の視点で再グループ化し、最も優先度上位のグル

講じた措置

た場合と同様の扱いとする運用を令和元年度から行っている。

今後は、鳥取県県土整備部測量等業務簡便型総合評価入札実施要領を遵守した入札執行となるよう、開札日の設定のあり方等について検討していく。

限られた予算、限られた担当職員により事業を実施していること、相続が発生している事業 用地の買収手続に時間を要している等の事業中の不測の事態により、事業期間が長期化し整備 進捗は低調となっている。さらに急傾斜事業では、住家に隣接した事業となることから、とり わけ住民との調整事項が多岐にわたり、その解 決に時間を要している。

優先度の高い箇所から事業を行っているところであるが、要対策箇所数(1,352箇所)の規模が余りにも大きいことから、整備進捗はどうしても低調な評価となってしまう。

現状において、全体の整備率とは別に、避難 所や要配慮者利用施設などの重要な保全施設 が立地する、より優先度の高い要対策箇所を対 象にした整備率の評価を行っている。評価対象 としていた施設情報の時点更新作業を今年度行 ったところであり、引き続き、より優先度の高 い要対策箇所での整備実施状況の検証を行って いく。

令和2年12月に閣議決定した「防災・減災、 国土強靭化のための5か年加速化対策(令和3年度~令和7年度)」により、近年の土砂災害 対策事業への国補助措置率は高い状況である。 急傾斜事業の更なる進捗を図るため、積極的な 予算要求を行った結果、令和3年度補正と令和

ープの対策箇所に具体的な方策により注力しKPIによる検証により事業評価をすべきと考える。

講じた措置

4年度当初の国補助額合計(砂防+急傾斜)は 対前年比135%となり、進捗向上に向けた予算を 確保した。

土砂災害対策(急傾斜)は、その実施において用地提供などの地元協力が不可欠なことから、基本的に地元からの要望に基づき優先度の高い箇所から実施しており、県が主導的に中長期的な整備計画を策定したとしても、地元調整難航の可能性が高く、計画どおりに進まないことが想定される。

しかしながら、事業の進捗状況を適正に評価 するためには、短期又は中長期的な視点に立っ た計画目標をもつことも重要であると考えられ る。

近年、土砂災害対策事業への国庫補助率が高い状況にあることや(例年の1.4倍で推移)、近年の砂防・急傾斜事業の事業完了箇所数(6.6箇所/年)を考慮し、国土強靭化のための5か年加速化対策期間(~令和7年度)において、砂防・急傾斜事業の完了箇所10箇所/年を目標に取り組んでいく。

また、着実な要対策箇所の解消に向けて、引き続き"5か年加速化対策"に係る予算要求を 積極的に行う。

イ 受益者負担金について【意見】

災害をもたらす危険な崖は、ほとんどが個人所有であり、本来なら所有者が対策工事を行うのが原則とされている。そのため、鳥取県急傾斜地崩壊対策事業費補助金交付要綱によれば、その対象区域については、地元負担いわゆる受益者負担(5%~20%)を徴するものとされているが、それが事業実施における低調化の要因になっていることが推測される。

この受益者負担金については、各市町村の条例 等の諸規定に基づき、補助事業により受益者負担 金が実質的に免除されているケースもあるとの事 であるが、緊急性の高い地域であっても、市町村 の対応の違いから事業実施が進まないとするなら ば、重大な問題と言わざるを得ない。当該防災事 業の目的は人の安全、安心により人命を守る事業 であり、仮に各市町村の諸規定の相違により、事 業実施に差が生じているのであれば県が主導し、 受益者負担金の制度調整を図るべきものと思われ る。

そのため、実施における消極的な地域所有者の 意見を集約し、原因及び事由の把握と対応策を検 討すべきである。 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第23条において、急傾斜地崩壊対策事業の一部を受益者に対して負担させることができるとされており、鳥取県では「土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金(昭和34年3月20日議決)」に基づき、関係市町村に対して事業費の5~20%の負担を求めている。

この負担に対し、一部の市町村では、条例等を定め個別の住民に対して一部負担を求めており、その負担割合は市町村により異なっている。受益者負担額は市町村が各々の実情に即して決定されるものであることから、県が主導して受益者負担の軽減について制度調整すべきものではないと考えるが、受益者負担が事業実施上の支障となる場合も考えられるので、各市町村に対して各々の制度設計を今一度見つめ直してもらうよう、呼びかけを行うことが大切と考える。

令和4年1月開催の土砂災害防止に係る各市町村担当者との会議で、市町村毎で急傾斜事業の実施箇所数のバラツキがみられることを説明し、あわせて、急傾斜事業に係る各々の受益者負担金の制度設計について見つめ直す機会を

監査結果	講じた措置
	設けて欲しいことを呼びかけた。
	引き続き、各市町村に対して呼びかけを行う
	とともに、急傾斜事業をスムーズに実施してい
	けるよう各市町村と意見交換を行っていく。
4 十砂災害防災音識啓発事業	当該事業については 例年土砂災害防止月間

4 土砂災害防災意識啓発事業 ア 事業効果の測定について【意見】

当該土砂災害防災意識啓発事業は民放3社による出水期(6月15日~6月30日)に15秒スポットCM66回を提供し、土砂災害に対する啓蒙を行っている。毎年継続的に同内容で同規模のCM提供数となっているが、CM内容を含め、県民である視聴者から意見等の収集を図り、事業の有効性(視聴者効果測定)について、検証が必要と思われる。

例年、民放3社の見積書の見積金額、契約書は毎年同様なものとなっており、契約が形骸化、形式的なものになりつつある。放送時間帯の見直し検討や価格交渉等についても検討され、より有効な広報活動に努められたい。

イ 防災教育及び出前講座の推進について【意 見】

令和2年度において防災教育の推進については、 小学校11回(321名)、中学校2回(294名)実施 し、出前講座については4回(4団体76名)実施 しているが、新型コロナウイルスの影響による実 施回数の減少は理解するものの、近年の災害において避難の重要性が顕著になっており、実施回数 や参加人数は物足りない。県民の防災意識啓蒙啓 発や教育が目的である以上、住民地域防災意識の 醸成を図る更なる事業推進が望まれる。また、県 が直営で実施するため、原則直接的な経費も発生 しないことから防災士資格者の活用など積極的な 開催が望まれる。

学校教育の一環として取り組む必要性という見地からすると教育委員会を交えた防災教育のなお一層の推進を図り、学校教育から家庭の防災意識の醸成を図ることで県民全体の防災意識啓発につなげられることに期待したい。

当該事業については、例年土砂災害防止月間 である6月にテレビスポットCMを計66回放送 し、土砂災害に対する啓蒙を行っている。

事業効果の検証や内容の改善等のため令和3年6月に県民参画電子アンケートを実施し、意識調査等を行った。その結果、テレビ媒体の認知度は高かったことから、当該事業を継続することとしている。

当該事業について、県内民放3社だけでなく、 ケーブルテレビ等への拡充やウェブ広告による 啓発など、より効果的な内容・方法等について 検討、改善等を図っていく。

令和3年度においては、防災教育を小学校15回(457名)、中学校2回(275名)、出前講座0回であった。防災教育は令和2年度以上の回数を実施できたが、出前講座はコロナの影響等により実施できなかった。

防災教育について、県教育委員会と令和4年 度の実施箇所等について調整を図っているとこ ろである。

令和3年度は出前講座が実施できなかったため、令和4年度においては、多くの回数を実施することやコロナ禍であっても実施可能な方法等について、市町等と十分調整を図りながら改善を図る。

また、講師等についても防災士資格を取得している職員の積極的な活用や土砂災害に関する専門家である土木防災・砂防ボランティア団体からの派遣等により、活動内容等の充実を図っていく。

第6 農林水産部・農地・水保全課

監査結果	講じた措置	
2 ため池安全総合対策強化事業(ため池防災	ため池ハザードマップは、令和3年度以降も市	
減災対策推進事業)	町村において順次作成が進められており、令和3	
ア ため池ハザードマップ作成	年度及び4年度で約40箇所の整備を行う予定で	
ハザードマップの早期作成の推進について【意	ある。地域住民等がため池点検管理を容易に行え	
見】	るよう、わかりやすい「日常管理チェックシート」	

ため池が決壊した場合を想定し、下流域の水深、流速到達時間を明らかにすることにより、適切な避難計画を立案し、もって地域住民の人命の保護を図ることが当事業の目的である。予算上は11地区でハザードマップの作成を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により6地区においては翌年度に延期された。

実施した地区のアンケート結果を見ると、「今回の訓練は役に立つ」、「ため池の危険性や決壊時の危険箇所等の理解ができた」、等の回答が多数を占め、事業の有効性が窺える。

防災重点農業用ため池 315 箇所のうち、令和 2年度までにハザードマップが作成されたのは 171 箇所である。ハード面の整備は、予算の兼ね 合いもあり防災重点農業用ため池の全てを整備 するには長期の期間を要するため、その間はソフト対策が急がれる。

鳥取県地域防災計画においても、「優先度の高いものから順次ハザードマップの作成を推進するものとする」とされており、早急に残りの箇所のハザードマップが作成され、適切な避難計画が立案されることが望ましい。

講じた措置

を作成し、保全管理活動の充実を図るほか、地域の防災意識醸成を目的とした避難訓練を順次行っており、県としても令和3年度に設置した「鳥取県ため池サポートセンター」が当該活動を支援することで、地域防災力向上を推進している。

鳥取県ため池サポートセンターを中心とした 点検支援及び避難訓練等の地元支援活動を通じ て、地域防災意識の醸成を図っており、関係市町 と協力しながら、引き続きハザードマップ作成を 推進していく。

第7 生活環境部・住まいまちづくり課

監査結果

1 住宅建築物耐震化総合支援事業(震災に強いまちづくり促進事業)

ア 当事業は計画的に実施されたか【意見】

平成28年4月末に改訂された「鳥取県耐震改修促進計画」では、令和2年度末における住宅の耐震化率の目標を約89%と定めているが、令和2年度末の耐震化率は84.9%となっており、目標達成には至っていない。

県においては、その要因を分析し、今後の取組 課題として次の5点を挙げている。

- ① 市町村に対し、県制度に準じた制度の拡充 及び事業予算の確保を働きかけること
- ② 市町村と連携し、所有者に耐震化の必要性 の啓発と補助制度の周知を継続して行ってい くこと
- ③ 所有者の耐震化に対する意識の薄れが懸念されるため、啓発手法を工夫すること
- ④ 耐震診断者による診断結果、補助制度、概算 費用の説明など所有者の理解を促す取組を行 うこと
- ⑤ 低コスト耐震改修工法の普及啓発を継続し

講じた措置

住宅の耐震化が進まない要因としては以下の課 題がある。

- ・耐震改修が必要となる主に昭和56年以前に建築された住宅の所有者には高齢者が多く、耐震改修が困難な理由として「改修費用の負担が困難」、「跡を継いで住む者がない」を掲げており、経済的負担がネックとなっている。
- ・住宅耐震化助成制度は、市町村を通じた間接補助制度であるが、県に準じた補助制度を設けていない市町村があるほか、十分な予算措置が講じられていない、手続が煩雑、申請期間が短い等の課題がある。
- ・住宅耐震化助成制度は、これまで新聞、県・市町村広報紙、地域学習会などで周知を図っているが、所有者への周知が十分に進んでいない。このことについて、次の措置を講じた。
- ・従来工法に比べて半分程度のコストで耐震改修が可能な耐震改修低コスト工法の普及に向け、建築事業者に対する講習会、現地研修会を 実施している。
- ・ 低コスト工法用の耐震診断ソフトを鳥取県建

て行うこと

地震が多発している近年の状況から、住宅の耐震化は急務であると考えられるため、市町村と連携しながら、県民の耐震化に対する意識啓発及び低コスト工法の周知等により、耐震化事業を推進していただきたい。

講じた措置

築士事務所協会に導入してもらい、耐震診断を 受けた所有者に診断結果と合わせて低コストエ 法による概算工事費を説明し改修を勧める取 組を令和2年度から実施している。

- ・耐震改修助成制度を、改修設計と耐震改修を 一体的に助成する総合支援メニューによる補助制度に令和2年度に改正し、補助率を2/3 から4/5に拡充、手続の簡素化を図っている。 (17 市町村が導入)
- ・市町村に、県制度に準じた補助制度の創設・拡充、補助金の早期受付の開始及び所有者負担を 軽減するための補助金の支払方法の見直しを 要請した。
- ・市町村に住宅耐震化を行うアクションプログラムの策定を要請し、市町村が同プログラムに基づき、令和3年度から戸別訪問、ダイレクトメール、勉強会開催により、住宅耐震化、無料耐震診断の受診について所有者への働きかけを開始した。
- ・県は、引き続き県政だより、新聞広報により耐 震化助成制度を周知した。

なお、今後次の措置を講じることとしている。

- ・低コスト工法専用ソフトで試算した概算工事費の説明等を継続する他、工務店向けの低コスト工法の講習会・現場見学会等による普及啓発を強化する。
- ・県制度に準じた耐震化助成制度を設けていない町に対しては制度創設を要請し、他の市町村に対しては耐震化補助金の予算増を働きかける。
- ・令和3年度からダイレクトメール送付を実施した市町村で耐震診断の申込が大幅に増加するなど効果があったので、他市町村でも実施を働きかける。
- ・市町村と連携して、昭和56年以前に建築された住宅の所有者を対象に耐震化促進啓発セミナーを開催し、参加者がその場で耐震診断の申込受付を行う。
- ・耐震改修工事において所有者負担を軽減する ため、補助金相当分の資金準備を不要とする代 理受領制度、請求書払制度の導入など補助金の 支払方法の見直しを引き続き市町村に要請す る。

イ 耐震化未了の耐震診断義務付け対象建築物 (要緊急安全確認大規模建築物)について【意 見】

令和2年度、アムズ鳥取店の建替えが完了した

県、市の公共施設は、耐震改修・建替等の事業 が計画的に進められているが、民間の4施設は、 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経 営悪化による計画の見直しや店舗の統廃合等が

ことにより耐震化未了の耐震診断義務付け対象 建築物(要緊急安全確認大規模建築物)は残り8 施設となっている。

解体中の施設も含め、5施設については解体、 改修工事等の時期が具体化した計画が立てられ ているが、残り3施設については資金面等の理由 により、具体的な計画は立てられていない。

未了施設については、県民のみならず、観光客も含め大勢の人が立ち寄る場であることから、地震の際には甚大な人的被害が起こり得る可能性が高く、危険箇所の部分的改修等も含め、早期な対応が必要であると考える。

講じた措置

検討されており、耐震改修の事業着手が見送られている。

民間施設が立地する市町と連携して、所有者を訪問して耐震化事業に着手するよう要請した。 国補助制度の拡充(補助率2/3、通常23%)は、令和5年度までに改修設計に着手することが 要件になっているため、市町と協調して補助制度 を継続するとともに、令和5年度までの改修設計 に着手するよう所有者を訪問し、文書等により強 く要請していく。

第8 商工労働部・商工政策課

監査結果

1 鳥取県中小企業災害対応力強化支援事業 (普及啓発・計画策定の推進)

業務委託契約の不履行について【指摘事項】

セミナー等の開催については、S社と随意契約 が締結されている。業務委託契約書等の関係書 類を確認した結果、契約自体は適切に行われてい た。しかし、業務完了報告書等の確認及び担当課 へのヒアリングを通じて、次のとおり契約内容に 沿った適切な履行がなされていないことが判明 した。

契約では上記(1)アの普及啓発セミナー及び イのBCP策定ワークショップについては、県内 東部、中部、西部会場でそれぞれ実施する予定で あったが、新型コロナウイルス感染症の影響によ り対面形式での実施が困難となったため、中部会 場で一部実施した以外はZOOMを利用したオ ンライ形式に変更して実施した。このため、当初 予定していなかった新型コロナウイルス感染症 対応のセミナー、ワークショップを実施するた め、テキストの新規作成及びオンラインセミナー 実施方法の確立に時間を要したこと、また、オン ライン形式での実施が困難なことを理由に上記 ウのBCP運用改善スキル研修は中止された。B CP運用改善スキル研修の中止に伴い、予定され ていた本工数がセミナー、ワークショップのオン ライン化への準備工数に振り替えられ、結果とし て当初の契約金額 3,799,400 円全額が委託料と してS社へ支払われている。

業務委託契約書第16条では、「甲乙(甲:県、乙:S社)双方の責めに帰することのできない理由により、乙がこの契約による義務の全部又は一

講じた措置

鳥取県中小企業災害対応力強化支援事業にか かる業務委託契約の実施にあたり、委託期間中 を通じ県内で新型コロナウイルス感染症の感染 拡大を断続的に繰り返したことから、契約書内 で定めたBCP運用改善スキル研修が集合形式 での実施が事実上困難であった。その際、県内 事業者からは新型コロナ感染症に対応したBC Pセミナーの開催等のニーズが高まったことを 踏まえ、BCP運用改善スキル研修分の委託料 を普及啓発セミナー・BCP策定ワークショッ プのオンライン実施準備費用に振り替えた。こ の事業経費の振替は、委託契約書第30条に定め る協議規定に基づき実施したものであるが、こ れは、費用の振替を行うことで県内事業者のB CP策定に対する意識醸成を図ることができ、 災害対応力の向上にも資するとの認識に基づく もので、甲乙両者の協議に基づくものでもあっ たことから、委託業務の一部が未実施になると の認識はなく、変更契約等の措置を行わなかっ たものである。

指摘事項を踏まえ、所属内及び受託事業者間で委託契約内容について改めて確認の場を設け、委託内容に変更が生じた場合、その目的や趣旨等を踏まえ、変更契約等必要な措置をとることなど、契約事務の適正な取扱いについて再確認と徹底を図った。

なお、令和3年度に実施している同業務にか かる業務委託契約では、オミクロン株の感染拡 大により仕様書で定めた事業の実施方法を変更 せざる得ない状況が生じたことから、変更契約 を締結したところであり、今後とも同様の事例

部を履行することができないときは、乙は、当該部分についての義務の履行を免れ、甲は、当該部分について委託料の支払義務を免れる。」と規定されている。従って、新型コロナウイルス感染症の理由により一部未実施となった委託業務に関しては、委託料の減額又は変更契約が必要になると考えられる。この点について担当課へ質問したところ、業務委託契約書第30条において、「この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、甲乙協議して定める。」と規定されているため、双方の協議に基づき事業実施を行った旨の回答があった。

業務委託をした3つの業務のうち、普及啓発セミナー及びBCP策定ワークショップは、まだBCPを策定していない中小企業等にその普及促進を図るものである。一方、BCP運用改善スキル研修は、既にBCP策定済みの中小企業等に、その円滑な運用と継続的な改善のスキルアップ研修を行って実効性の向上を図るものである。それぞれ目的が大きく異なっており、自然災害等の発生への備えとして発揮される効果も異なるため、同一視すべきものではない。

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初 予定していた対面形式での事業実施が困難となり、協議の末、オンライン形式に切り替えて事業 を行った点は、正に業務委託契約書第30条に基 づく処理として問題はないと思われる。しかし、 委託業務自体が未実施であれば、それは委託業務 契約の不履行であり、それを目的も効果も異なる 他の業務へ組替を行うことは、事業本来の趣旨を 逸脱し、安易に許容されるべきものではない。

業務委託契約における契約金額 3,799,400 円のうち、BCP運用改善スキル研修の開催にかかる委託料相当額は 479,600 円である。当該委託料相当額については、本来減額を行い、オンライン形式に改めて実施した残りの2業務については変更契約を結んで追加の委託料を支払うべきであった。形式上の問題であり、県において実質的な損害額は発生していないと考えられるため返還請求を求めるものではないが、以後、厳格な運用に努められたい。

講じた措置

が生じた場合には適正な事務処理の実施に努める。

第9 福祉保健部・福祉保健課

監査結果	講じた措置
1 社会福祉施設等災害時非常用電源設備緊急	令和2年度当初予算要求のため施設所管課(障
整備支援事業	がい福祉課・長寿社会課・医療政策課)が社会福

内部の管理体制について【指摘事項】

北海道胆振東部地震以降、社会福祉施設にお

ける非常用自家発電機の整備が国庫補助事業の 対象とされたものの、大規模な設備の整備が対象 であることから社会福祉法人等の負担感も大き く、非常用電源の整備が進んでいない状況であっ た。また、医療施設については、平成23年度か ら平成26年度まで実施された「災害時に強い医 療機関整備事業」(鳥取県地域医療再生基金)に より、非常用電源等の整備が推進されてきたが、 一部の有床診療所等において未整備の状況であ った。こうした現状を踏まえ、県では非常用自家 発電機の整備状況、また、補助の要望等を踏まえ て33施設を洗い出し、当該施設の整備補助を目

そして、本事業予算については、福祉保健部内 の長寿社会課、障がい福祉課、医療政策課の各課 の予算要求を統合して福祉保健課が予算要求し、 福祉保健課で全額予算計上が行われている。

的に事業構築が行われた。

しかしながら、この予算額 3,300,000 円につ いては、全額が未執行となっている。その理由と して、福祉保健課から「予算要求時に、具体的な 役割分担までは話をしておらず、令和2年度に入 ってからも、一部の関係課から問合せを受けてい たが、結果的には事務分担があいまいなままで、 事業執行に至らなかった。」との説明があり、補 助金交付要綱の策定すらなされていない状況で あった。

本事業の事業効果は、「停電発生時における医 療的配慮が必要な入所者等の人工呼吸器や喀痰 吸引等の電源確保、冬の防寒対策、夏の熱中症対 策等」とされており、正に人命に係わる事業であ る。このような重要性が高く、かつ、緊急性を要 する事業が、内部の連携不足を要因に放置されて いた実態は重く受け止めるべきである。また、課 内における事業の進捗管理体制が整っていない ことも明らかである。二度とこうした事態が起こ らないよう、早急に内部体制の整備を図り、再発 防止策を検討する必要がある。

講じた措置

祉施設等に対して非常用発電機保有状況等の実 態調査をし、その後いったん各課で予算要求した が、最終的には統合し、主管課の福祉保健課にお いて一括して予算要求をした(以下、一括して予 算要求する(した)課を予算主務課という。)。

令和2年度当初予算に予算全額計上後、予算 主務課及び施設所管課のいずれの課においても、 要綱作成等の補助金交付に必要な手続や事業の 進捗管理を行っておらず、全額未執行となった。

これは予算計上後、予算主務課が施設所管課と 調整し、具体的な役割分担等の協議を行うべきで あったが認識不足で実施しておらず、令和2年度 に入ってからも予算主務課・施設所管課ともに、 主体的に事業実施や進捗管理等を実施していな かったことによる。

令和3年度に入り事案認知後、令和2年度事業 の予算主務課と施設所管課で今後の進め方や役 割分担等の協議をし、施設に対し未執行であった 補助事業に対するニーズ調査を行った上で、要綱 作成等を行い32施設に補助金の交付をした。

今回の事案を受け、主管課等で一括して予算要 求を行う場合は、予算主務課が責任をもって事業 完了までの進捗管理を行うことを改めて確認し た。具体的には、予算成立後、速やかに予算主務 課が事業に関わる関係各課と調整し、事務の進め 方や役割分担等を明らかにした上で、事業年度に 入ってからも事業完了まで予算主務課と関係各 課で十分な連携を行うこととした。また、予算主 務課においては、予算の執行状況を確認する機会 等をとらえて、特に執行がゼロや少額のものにつ いて重点的に確認をすることとし、その際には、 事業担当のみでなく予算担当等複数の担当が執 行状況等のチェックを行うこととした。